

参議院社会労働委員会会議録第十八号

昭和三十一年四月二日(木曜日)

午前十一時三十八分開会

委員の異動

四月一日

補欠選任

谷村 貞治君 山下 春江君

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 強君
理事 亀井 光君
高野 一夫君
藤田 藤太郎君
柳岡 秋夫君

委員

加藤 武徳君
紅露 みつ君
徳永 正利君
横山 フク君
阿具根 登君
藤原 道子君
林 塩君

国務大臣

労働 大臣 大橋 武夫君

政府委員

労働省 労働局長 三治 重信君

労働省 職業訓練局長 松永 正男君

事務局側

常任委員会 増本 甲吉君

専門員

労働省 労働法局長 青木勇之助君

説明員

労働省 労働法局長 青木勇之助君

本日の会議に付した案件

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○労働問題に関する調査(雇用促進事業団秋田総合訓練所における不当労働行為に関する件)

○委員長(鈴木強君) ただいまより開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。四月一日、谷村貞治君が委員を辞任されまして、その補欠に山下春江君が選任されました。

○委員長(鈴木強君) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○亀井光君 きょうは時間もございますので、ごく簡単に労働大臣に御質問をいたしたいと思っておりますが、ここ数年のわが国の経済の高度成長の中でいろいろなひずみが出てまいっておりますが、それが産業の間、あるいは地域の間、あるいは大企業と中小企業との間にこういうふうないろいろなひずみがでてまいっております。このひずみを調整をしていかなる格差を縮小してまいりますことが、今後の経済の高度成長のためにも、また、福祉国家をつくり上げていく上におきまして、大企業と中小企業との格差の縮小という問題が私たちにとりまして大きな

問題だと思っております。特にわが国経済構造の中で中小企業の占めております地位、位置というものが、今後の経済の発展にも、あるいはそれらに従事しております従業員のいろいろな問題につきまして、大きな影響があると思っております。そこで、大企業と中小企業の格差の間で、資本力とか、あるいは設備とか、あるいは生産性というふうな格差の問題は別といたしまして、労働条件だけをとってみてまいりまして、いろいろな格差がその中から見出される。賃金は、中小企業の人手不足から、初任給の引き上げに伴いまして、だんだん格差の縮小が見られてまいっておりますことは、これは非常にいい傾向だと考へるわけでありまして、その中で福祉の問題、厚生あるいは福利、こういう面におきましては、まだ大企業と中小企業との格差があるわけでございます。特にいま中小企業で一番大きな問題は、新鮮な労働力をいかにして導入するかということ、それと、導入された労働力を、いかに雇用の安定をはかっていくかという問題にあると思っております。その点でございますが、そういう意味でも、その退職金の例を一つとってみても、大企業と中小企業に大きな格差があり、そのことが従業員の老後の生活の安定というふうな問題とからみまして、雇用の安定に大きな影響が従来あったわけでありまして、四年前に中小企業退職金共済組合制度を創設いたしましたしまして、全国の中小企業者の団結

と、その共済の力によりまして、大企業に劣らないような退職金制度をつくって、これによって中小企業を魅力あるものとして、新鮮な労働力の導入及び雇用の安定をはかっていくという趣旨でこの法律が生まれたのでございます。その意味におきましては、この法律の使命というものが非常に大きな力を、特に現在におきましては発揮してまいっておるのじゃないかと思っております。ところが、四年の間にいろいろ経済情勢の変化、あるいは中小企業と大企業との間のいろいろな問題からいたしまして今回改正案が国会に提出されたと思っておりますが、この四年間におきましては中小企業退職金制度の歩みと申しますか、その実績につきまして、たとえば適用事業主の数、あるいは適用を受けた従業員の数、あるいはその間に積み立てられました余剰金の額、こういうものにつきましてまず御質問を申し上げたいと思っております。

○政府委員(三治重信君) 年度別の加入の状況を申し上げますと、当初の三十四年におきましては、事業主の数が八千七百九十七人、労働者数が九万七千九百九十二人というふうな、わりあい少なかつたのでありますが、昨年度、三十八年度におきましては、現在、事業主の数で六万五千五百八十二人、労働者の数で、現在の被共済者——もうすでに退職されたのを差引いた現在の純被共済者数が八十四万六千二百八十人というふうになっております。しか

し、まだまだ全体の中小企業に働いておられる労働者全体の数から見ると非常に少ない。今後とも一そう努力していきたく思っております。現在積み立てられております余剰金の金額は約九十三億、年度末で精算いたしますと、おそらく百億は確実にいくのじゃないかというふうに推測しておるところでございます。

○亀井光君 いまの御説明によりまして、逐次この制度が普及して、これを利用する事業主、あるいはその恩恵を受けます従業員の数がふえておりますこと、並びに余剰金が百億に達しようとしている。こういうことは、非常にこの制度をつくり出した意義がだんだん社会的に認識されるところに、その使命の達成が著実に伸びているというふうに考へるわけでありまして、今回の改正の中で、いままで二百人以下の事業主を適用事業主として限界を定めております。今回それを三百人に引き上げるといってお話でございますが、これは言うまでもなく、中小企業法が制定されて、中小企業というもののワケが拡大されてまいりましたことによるのと思っておりますが、こういういわば中小企業者にとりまして、そこに働く従業員にとりまして、非常にいい制度であると思われ、できるだけこれを拡大をして、その恩恵なり、また、この制度のいろいろのいいところの適用を受けようとするものを広げますことは、これは私非常に趣旨として、けっこうだと思っておりますが、

そこで、この二百人から三百人の間の事業主は一体どれくらいいるものがある、あるいはこの制度の恩恵を受ける従業員はどれくらいいるか、お教えを願いたいと思います。

○政府委員(三治重信君) 二百人をこえて三百人以下の新規の事業所の事業主の数、これは現在の統計で見ますと、企業ごと統計がなくて、事業所ごとの統計でございまして、事業所の数で二千五百二十四、したがって、実質上の企業というふうになりますと若干少なくなるかと思ひます。労働者の数は約六十一万人、そういうふうには推定しております。

○亀井光君 いまのお話のように、六十一万人に適用が拡大されてまいるといふことは、この制度の今後の運営に私大きなさえになっていくという意味で、この問題は私も非常に同感を感ずるところでございします。

次に、現在のように賃金が毎年上がっていく情勢の中で、現行法のように千円までの掛け金で打ち切られていく。三十年間の積み立てによりまして百二十万円程度の退職金を支給されるのでございしますが、大企業はこの四年間に退職金の額が相当増加してきたという現在の趨勢等を見ますと、今回この掛け金の最高額を千円から二千円に引き上げるといふことも、私は非常に意義のあることだと思ひますし、私自身としては賛成をするものでございします。現在全国の退職金制度を持っております事業所の退職金の平均といひますか、そういうものの調査がありましたならば、その額をお教えいたしたいと思ひます。

○政府委員(三治重信君) これの全般

的な全国の調査は最近のはございませぬわけですが、これは中労委のわりの大きいところの退職金の調査を見ますと、十年で十二万円、十五年で二十万円、二十年で六十七万円、二十五年で百十七万円、これは三十八年一月の状況でございします。

それから、東京都の中小企業の退職金の事情調査、これは工員の自己都合退職というの退職金の金額を調べたのを見ますと、三十七年の三月で、五年で二万三千六百円、十年で十萬九千三百円、二十年で四十七萬六千九百円、大阪府の同じような調査、また、同じような労働者、すなわち、工員で自己都合退職というの調査を見ますと、五年で二万四千八百七十円、十年で九萬八千七百三十三円、二十年で四十七萬一千八百五十四円というふうになってお

りまして、上昇率が、東京の場合にございまして、五年の場合には三・五%ほどでございしますが、十年の場合につきましては三・二%、二十年の場合には三・一%。大阪府の場合にございましては、五年の場合で一・三%、十年の場合で三・四・六%、二十年の場合に五・二%というふうになり、三十三年ないし四年に對して上がっているというふうになっておりまして、長期勤続者の退職金は、いづれも三割ないし五割の退職金の増加になっております。

○亀井光君 そこで、月額掛け金二千円とした場合に、二十年で一体どれくらい、国庫の補助金を含めまして、退職金が支給されるのか、あるいは三十年でどのくらいになるか、お教えいたしたいと思ひます。

○政府委員(三治重信君) 今度の改正をもし実現していただきますと、最

高の二千円の場合には、二十年で百六萬九千円、三十年で、これは実際上非常に少ないと思ひますが、二百二十九萬九千円になります。

○亀井光君 三十年で二百二十九萬という額は、これは大企業に比べて決して遜色のない退職金の額でございまして、そういう意味では、私は先ほど申し上げましたように、千円を最高二千円に引き上げたことについて非常に同意を示すのでございします。

次に、還元融資の問題でございします。百億の余裕金が積み立てられてまいります。この制度をつくりましますときから、ある限度まで余裕金の積み立てができましたならば、中小企業者にぜひ還元融資としてその恩恵に浴してもらいたいという、非常に強い要望があつたわけがございまして、四年目にしてやつとその中小企業者の要望が実現できたといふことを私自身も喜ぶのでございしますが、この予算を見ますと、十億が一応融資の原資として計上されておるようですが、この原資はどういう用途に還元融資をされるのか、その種類と、それから、これの希望者がいろいろおそれる殺到してまいるだろうと思ひますが、そういう場合に、一体どういふ方針でこの融資を具体的に認めていくのか、そういう基本的な方針をお示しいただきたい。

○政府委員(三治重信君) この改正法によつて還元融資制度が実現した場合には、われわれのほうは、おもに中小企業の団体の福利厚生施設の融資に向けたと思ひます。その中小企業者の団体が共同でやる福利施設、たとえば給食施設、または宿舍の施設というふうなのを重点にしてまいりたいという

ふりに考えております。

○亀井光君 共同施設に貸し付けをする、これは私は当然だと思ひます。個々の中小企業者ではなかなかそういう施設ができませんから、中小企業というものが個々でできないものを、団結、あるいは共同の力でそういう施設を実現していくという方途にいたえるわけでありまして、そこで、どれくらいの利率で、あるいはどれくらいの償還期限でこれを貸し付けていく考え方が、その点をお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(三治重信君) これはまだ最終的に申しますか、具体的にまだ事業団のほうで意見が出てまいっております。ただ、ここで私たちがその政府のいわゆる財投を使うようにはちよつとまいらぬではないか、これは非常にむしろこの還元融資につきましては、何と申しますか、生命保険とか信託のように、予想利回りを下回らないで、しかも、何ももうける必要はございせんけれども、ある程度の損失の場合の予備というものも考慮して利子をきめたいというのを事業団側は強く主張しているわけがございします。しかしながら、長期のいわゆる住宅のよ

うな施設につきましては、われわれはこの還元融資については都道府県に入つていただいて、都道府県の公債債を事業団が買うことによつて、そうして住宅を建てるべきである、そうするほうが長期的には完全ではないかといふふうな考えでおります。それから、共同施設のうちでも、給食とか、何と申しますか、娯楽教養施設というふうなものにつきましては、できる限り政府の現在厚年なんかでやっております

す還元融資制度に準じて、償還年限とかいうものは準じて考えておりますが、ただ、いま決定しかねておりますのは、その利率の問題で事業団のほうがある程度の必要はないけれども、最大限損をしない程度の利率またはやり方はどうかといふことで、いま実施を担当する事業団のほうで案をつくつていただいておりますが、いづれにしても、そういうふうな政府のやつて現在の厚生年金なんかの還元融資制度を参考にやつていきたいというふう

に考えております。

○亀井光君 大体的な基本的な考え方はわかりましたが、まあ要望としましては、できるだけ中小企業者から、運用の上でマイナスにならない、まあぎりぎりの線で安利息でお貸しを願うように、ひとつ御検討を十分いたしたい。そうして、また、貸し付ける共同施設につきましても、十分その施設が中小企業の従業員にとつて、実質的に福利厚生への増進に役立つような施設にぜひひとつしほつてお貸しをいたしたい。特に十億円という限られた原資でありますから、その点をお願いしたいと思ひます。

時間ありませんから、もう一点最後に御質問したいのは、今度の改正で特異的なものといひますか、特色のありますものは、特定業種において期間を限られて雇用されるものにこの制度を適用していい。その中で、いま労働省の考えておられますのは土木建築業のように聞いておりますが、こういういわば職場を転々とする従業員につきましてこの制度を適用しますことは、非常に技術的にむずかしい問題がたくさんあると思ひうのでござい

ます。

ます。しかしながら、一方において土木建築業の中におけるいま労働力の不足という問題を考えますと、そういう技術的な非常なむずかしさを克服してこういう新しい制度をつくられたというところに新しい敬意を表するのでございますが、問題は、そういう特殊な業態であり、非常にむずかしい面につきましても、非常にむずかしい面を今後引き継ぎ考えていき、また、それに対する対策を講じていかなければならぬと思うのでございます。ことに大企業と中小企業との間に従業員が流れていく、そういう場合どうするか、あるいは特定契約を結んでおられる業種と結ばない業種との間に移動する場合にどうするかという点、いろいろ問題が実はあるのでございますが、一応この制度の運用について労働省はどう考えておるか、ごく概要だけをお教えをいただきたいと思っております。

○政府委員(三浦重信君) この規定によりまして、建設業の、主として現場で働く労働者について適用をしていく考えでございます。したがって、現場にはその事務員や事務所があるわけじゃございせんので、きわめて簡素な事務で、しかも、正確に事務が取り計らわれるようなことを考えております。すなわち、その納付につきましては、収入印紙に類似したような印紙制度でやっていく。しかも、それが張られて消し印されることによって、ずっと長年各本人別に記録されることによつて退職金が一日より然にわかるようにしていきたい。それから、なお、この点は、各企業とも現場が転々と変わりますので、書類または台帳といたものを各企業に持たすわけにはま

いらんと思ひます。したがって、本部分でそういうものの記録をやる。その中間に各県に支部を設けまして、支部で第一線の事務をあらかじめこなすというようなやり方をやっていきたい。さらに、この組合は、したがって、業者の団結力を高揚するために組合制度をやる。ただ、退職金の制度だけだったらいまやっております事業団方式でいいわけでございますが、ただ、これは一部の業者が入って、一部の業者が抜けるということになります。と、先生のお話のように、転々と事業主を變える労働者にとっては十分な適用になりませんので、まあ半ば業界全体としてやるという、団結といひますか、意思統合ができるような制度にしておるわけでございます。また、退職金共済契約そのものも、いま一般の共済契約だと、事業主が雇う各個人について退職金事業団と事業主が契約してやるといふ方式になっておりますが、これは一たん加入したならば、将来も各現場で雇う労働者について、全部包括して将来にわたつても共済契約を必ずするといふ契約方式をとっているわけでございます。そこが非常に特徴なところでございます。いすれにいたしましても、この種の退職金制度が成功するかしないかは、一に各業界がこぞつてこれをやるという意思と、また、労働者側が、この制度の恩恵を受けるにあつて、途中でくじけないで、自分のはんとうの退職時に退職金をもらふというふうな気持ちを起こさせるPRが必要ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○亀井光君 お説のとおりに、特殊な業種に従事する従業員でございますか

ら、組合で運営していくという新しい方式をとられたと思うのであります。が、それだけに、いまお話のありましたように、この組合に参加する組合員の団結というものの強さが、この制度が今後発展するかどうかということにかかっていると思うのであります。それから、せっかく土木関係の従業員、土建関係の従業員に新しい制度としてその恩恵に浴させることにした今回の改正法でございますから、労働省といひまして、どうか組合員の団結、そして組合の今後の事業の発展につきまして、十分な監督と指導をきめこまかにお願いいたすことを御要望いたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(鈴木強君) 他に御発言もないうございまして、本案に対する質疑は、本日このところ、この程度にとめておきます。

○委員長(鈴木強君) 労働問題に関する調査を議題といたします。

○柳岡秋夫君 雇用促進事業団の中で起きております事件につきまして御質問してまいりたいと思ひますが、事業団の秋田総合訓練所の中で、組合の執行委員である青柳さんが、最近脅迫罪といふことで起訴をされているようでございます。これについての概況と申しますか、どういふ経過であるのか、そういう点をまずお伺いしたい。

○政府委員(松永正男君) 事件の概要は、指導員の青柳三喜夫三十一歳という人につきまして、臨時職員として宿直をしておりました工藤竹蔵五十一歳

か、私どもが通常常職的に把握をしておりますことは、大体宿直直というのば宿直直といふことはやる必要はないと思ひます。守衛といふ職種の人がいないので、そこで一般職員なり管理者が交代で泊まつて、そして建物の保全、あるいは安全を保つとか、あるいは、また、盗難を予防するとか、そういうふうな非常に重要な仕事を私はしていると思うんですが、そういう仕事に対して臨時に、職員でもない臨時の人も知らない人を雇うということがはたして適切なかどうか、そういう点についてお伺いします。

○政府委員(松永正男君) 具体的に数字は、いま調べておりますので、後刻申し上げたいと存じますが、私の聞いておりますところでは、一部の訓練所におきましては、管理職の人たちが宿直をやつて、アルバイトを雇つていない。それから、一部においてはアルバイトを雇つたといふような状況でございます。全体がアルバイトを雇つたといふ事実もございません。また、全部が管理職要員であつたといふほどでもないといふふう聞いております。具体的数字はこれから調べまして御報告いたします。

○柳岡秋夫君 そこで、いわゆる宿直といふ仕事は一体どういう仕事なのか、私どもが通常常職的に把握をしておりますことは、大体宿直直というのば宿直直といふことはやる必要はないと思ひます。守衛といふ職種の人がいないので、そこで一般職員なり管理者が交代で泊まつて、そして建物の保全、あるいは安全を保つとか、あるいは、また、盗難を予防するとか、そういうふうな非常に重要な仕事を私はしていると思うんですが、そういう仕事に対して臨時に、職員でもない臨時の人も知らない人を雇うということがはたして適切なかどうか、そういう点についてお伺いします。

○政府委員(松永正男君) 宿直直の任務につきましては、規定に詳細に書いてあると思うのでございまして、これもいま規定を手元に持っておりますが、具体的に申し上げますが、先生がいま御指摘になりましたように、庁舎の管理、盗難予防等の業務もござい

とか学生だとかいうような、いわゆるアルバイトを雇ってやらせることがはたして妥当なのかどうか、こういうことをお聞きするわけです。

○政府委員(松永正男君) やはり通常の状態におきまして考えました場合には、先生御指摘のごとき、訓練所の内容につきましてよく知っておる者が宿日直をやるということが望ましいと存じます。したがって、争議行為等の際に、やむを得ざる処置としてアルバイトを雇うということもあり得ることとは思いますが、それが宿日直として望ましいということにはもちろんならないかと存じます。通常の正常な職員が勤務をするということに比べて、何割かの歩どまり減というものがあるであろうということは当然予測はされるかと存じます。

○柳岡秋夫君 普通の場合、どこの官公庁におきましても、宿日直は大体係長クラス以上の人がやっておるのが通例でございます。これは特に労働争議の場合等におきましては、組合が宿日直拒否をするというような場合は、これはいわゆる管理者がその責任を負ってかわってやるという措置がとられておるところでございます。それを事業団は、いわゆる臨時の雇入れによつて行なっておるということは、これは明らかに労働争議に対するスキヤップ行為だと、こういうふうには私に考えるんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(松永正男君) いまお答えいたします前に、先ほどの数字がわかりましたので申し上げます。大体、総合訓練所が全国で五十五カ所ございますが、そのうち、二十五カ所前後におきましてアルバイトを雇

たという実情のようでございます。で、賃金といたしましては、一日五百円という賃金を払っておるということでございます。

それから、ただいまの御質問でございますが、おっしゃる通りに、労使関係の面から考えまして、そのような事態が生ずるということは望ましくないということは、私もそうであるというふうに考えます。しかし、その個々の争議の態様に応じまして、一方において庁舎管理の責任というものがあります以上、その争議行為が、ある程度長期にわたるというような場合に、管理者側の宿日直の能力というような面、その他の個々の具体的な事情から、あるいは宿日直のアルバイトを雇うということもやむを得ない場合があるのではないかと存じます。

○柳岡秋夫君 通常の場合において、いま局長の言われたようなことも理解できないわけではございませんけれども、少なくとも労働組合との間に争議をし、そうして労働組合が宿日直拒否といういわゆる権利行使をしている場合、それに対して臨時の者を雇って、そのかわりに仕事をさせるということ、これは明らかに労働争議に対する挑戦行為——いわゆるスキヤップ行為と言つても私は差しつかえないと思うのです。これについて労政局長はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(三治重信君) この宿日直は、普通の民間でいきますれば、宿日直の大部分は当然守衛なり、その本来の職務を持った人が担当している。しかも、その普通の場合において、大体守衛、その他警備員というようなものは争議行為の対象者から抜けているの

が民間では普通だと思ひます。ただ、官庁並びに学校とか病院その他の普通の施設では、従来のしきたりで宿日直制度が行なわれている。これを争議手段としてやつたという場合におきましても、やはり経営者側、管理者側は、当然やはり庁舎の管理という部分は最低限度行なわなければならない。同じスキヤップと申しましても、そういうふうに最低限の防衛手段というものは、別にそう争いになるべき問題ではないというふうにお考えしております。

○柳岡秋夫君 いまのお答えは、労働省として、労働組合法あるいは労働法などの、いわゆる法の解釈の統一した見解というふうな受け取つていいのですか。

○説明員(青木勇之助君) 法律問題でございまして、私からお答え申し上げます。私に申し上げますが、ただいま先生が申されたとおり、組合側の争議行為というものは、憲法二十八条に基づき権利の行使として行なわれるものであります。最高裁判所の判例等におきましても、そのように労働者側がストライキに入つております際に、それに対抗する行為として、使用者側がみずからの手、あるいはスキヤップ禁止協定がない場合に、スキヤップをいれまして業務を継続するということ、これはまた許される行為であるというものが最高裁の判例等においても明らかになつております。

○柳岡秋夫君 そこで、それではそういうスキヤップ行為に対して、労働組合がその人に対して説得行動をするということとは、これは違法ではございせんね。

○説明員(青木勇之助君) お答え申し上げます。そういう使用者側の代替要員による業務遂行につきましては、平和的な説得を行なうということは、これはまた団体行動権の一環として認められているところでございます。

○柳岡秋夫君 次に、就業規則と労働協約との関係でございますが、私は、就業規則というのは、いわばその企業に働く職員個人個人との間の契約事項、あるいはその職員を律するものであつて、労働協約というのは、いわゆる労働組合という団体との契約、あるいは団体を律するような契約の内容を保持したものだ、こういうふうな理解をしております。したがつて、今回の場合、労働組合の組織的な運動を行なつた者に対して就業規則を適用するということとは、私は明らかにこれは不当で、不当なものであるというふうに思うのですが、この点はいかがですか。

○説明員(青木勇之助君) お答え申し上げます。事案によつて一がいには、一般的に申し上げまして、就業規則で規定されておる事項ではございまして、労働協約で労使間において協定がございまして、明確な規定がございしますならば、協約のほうが優先いたします。しかしながら、就業規則には規定がございしますが、労働協約はまだ労使間において協定がなされておらないというような事項がございします場合は、やはり就業規則の適用はある、こういうことになつておると思ひます。

○柳岡秋夫君 そこで、就業規則があつて労働協約がなければ、就業規則の適用はあるという御見解であります。しかし、原則的にいけば、労働協約が優先をして、組織的な運動に対するものについては、労働協約によつてすべてなされていくというふうには私は理解しております。そこで、雇用促進事業団の就業規則を見ますと、この休職をする場合の条項が幾つか書かれております。で、その場合に、今回の事件に該当するものとして、いわゆる第三項に「刑事事件に關し起訴されたとき」その場合でも、いわゆる「休職を命ずることができ」と、こういうことになつておるのです。したがつて、必ず休職を命ずることができなくてはならない、そういうこともできるということになつておるわけですから、当然先ほど申し上げました就業規則と労働協約の関係から考へても、今度の刑事事件の発端が、労働運動の一環として、いわゆる労働組合の団結権の行使としてこれを行なつたという点を考えれば、私は、起訴されたから直ちに休職だというのは、あまりにも過去の事情を勘案しない、いわゆる形式的なしくし定木な措置ではないか、こういうふうな思ひますが、こういう点はいかがですか。

○政府委員(三治重信君) 結論から申し上げますれば、それはまあ運用の問題であると思ひます。役所関係におきましては、大体起訴されたという場合には休職にするというのが普通でございます。この場合にも、おそらく事業団のほうでは、そういう特別な意図とか何とかいうことで就業規則によつて初めてだろと思ひますが、役所の慣例からいくと、それが常識であるというところからやつたと思ひます。

○柳岡秋夫君 運用の問題だからとい

うことなり、あるいは役所としてそういう立場でやられたんじゃないかというふうなお話でございますが、そういうことでなしに、こういう労働運動から出てきた問題について、しゃくし定本にこの就業規則をそのまま適用する、しかも、就業規則の中では「休職を命ずることができる」ということでありますから、こういう場合やらないでいいような内容の条文になっていると思うのです。したがって、そういう場合には、当然組織的な運動というものをやはり十分配慮をしてこの就業規則の適用をするのが私は妥当ではないかと、こういうふうにお伺いしているわけですから、その点について、そういう役所の事情とか何とかいうことではなしに、労働省としては一体どういう御見解でおられるかということをお聞きしたい。

○政府委員(松永正夫君) ただいま御指摘の就業規則は、「職員が次の各号の一に該当するときは、休職を命ずることができる」ということになっております。この条文は、国家公務員法の規定と全く同じ条文でございます。「命ずることができる」という表現におきましては同じでございます。国家公務員につきましては、この公務員法の規定を受けて休職の発令ということをいたしておるのでございまして、事業団といたしましては、それに準じて同じ扱いをしたというふうに判断をしております。

○柳岡秋夫君 国家公務員に準じてというのを言いますが、国家公務員はストライキ権も、あるいは団体交渉権も完全に保障されておらないわけですか。しかし、この全総訓という労働組

合は、労働組合法が適用された団体結権も団体行動権も団体交渉権も持った、もう一人前の組合なんですよ。そこがやはり私は国家公務員と違う。したがって、国家公務員に準じてというところは当たらないし、そういう団体結権、団体行動権いわゆる労働組合としての本来の権利をすべて備えた組合である、その組合の行なった行動の一環としてそういうふうなものが出てきたということは、私はやはり十分考えた上でそういう就業規則の適用はしないうちやならぬと、こういうふうに思うのですが。

○政府委員(松永正男君) ただいま先生がおっしゃいましたように、この事件そのものが、労使関係の紛争から事実問題として関連を持って生じたというところは事実でございます。したがって、そのような面からの配慮もやるべきであるという御意見もございしますが、しかし、刑事事件として起訴されたという事柄自体を取り上げますというところ、それがどのような事情がありまして、刑事事件といたしましては一つの別個の問題ということになるのではなからうかと思うのでございします。おっしゃいましたような御意見もございしますけれども、事業団が今回とりました措置につきましては、非常に不当であるというふうなふうに解釈はできないというふうに思っております。

○藤田藤太郎君 関連して。これは総訓は雇用促進事業団ですね、雇用促進事業団は独立しての権限で業務をやっているわけでございます。だから、労働省は、そういういまお話があったような、あなたの見解で不当で

あったかなかったかというふうなことで干渉したりしているのですか。労働行政で、雇用促進事業団の独立した業務に対して、そこまで労働省は干渉をしているのですか。雇用促進事業団は、みずから労働三法に従って労働者が守られて、そうして業が成り立っているというところなんでありまして、何か聞いてみると、一から十まで労働行政の中で、どうも業の端まで監督し、干渉しているような印象を私は横から聞いていて受けるのですが、事実問題はどうかしているのでしょうか。

○政府委員(松永正男君) 雇用促進事業団法に基づきまして、労働大臣が事業団に対して監督を行なうことができることにいたしております。しかし、実際の問題といたしましては、行政管轄庁等の監察結果が当委員会におきましても御質問の中で取り上げられたのでございしますが、できるだけ自主的な活動ができるようにすべきであるという基本方針につきましては、当委員会におきまして、労働省といたしましては、そのような方針に沿うべく、従来たとえばこまかな通牒を出しまして、事前に協議をせよというようにすることを規定いたしておりましたのは廃止をするというふうな措置をとっております。

○藤田藤太郎君 いや、それはわかりました。労働大臣の監督、訓練をやるという労働行政の方針の中に業務をやっていたら、しかし、業自身はそういう大筋なものを委託されたことをやって、労働三法の適用を受けて、そこで働いている人の独立した業務をやっているという、いわゆる労使関係というものはそういう立場にばくはあまるものだと思う。具体的にこれは、全体的な監督行政の大きな範囲内

進事業団の総合訓練所と県立の一般訓練所と両方あわせて、その県内における中高年対策の職業訓練を行なう有機的な連携が必要であるというふうな状況がございします場合には、この一般訓練所、総合訓練所を集めて業務上の連絡をいたすというふうなことは業務上いたしております。それから、また、予算編成、あるいは業務方法書の認可といったような、法律に規定がございしますものについての毎年のきまった認可、許可といったようなものは法律の規定に基づいてやっております。でございます。その他につきましては、できるだけ自主的な活動ということの方針にいたしております。ただ、最近の争議につきまして、当委員会、あるいは衆議院の社労委員会等々におきましてもいろいろ御質問がございまして、御意見の開陳もあつたわけでございます。私は、政府委員として国会に出席をいたしました以上、国会におきましてこういう御意見があつた、こういう御論議があつたというところは詳細に伝えまして、事業団の運営の参考にとりまして、重要な参考にするべきであるという観点から、こまかい連絡をいたしておるのでございます。

○藤田藤太郎君 いや、それはわかりました。労働大臣の監督、訓練をやるという労働行政の方針の中に業務をやっていたら、しかし、業自身はそういう大筋なものを委託されたことをやって、労働三法の適用を受けて、そこで働いている人の独立した業務をやっているという、いわゆる労使関係というものはそういう立場にばくはあまるものだと思う。具体的にこれは、全体的な監督行政の大きな範囲内

の問題はここで論議できても、実際は事業団のやっぱり責任者が来て、こゝで答えなければならぬというものが現実の姿じゃないか。私は、どうも着物の上からただに触れているような感じがいたしているわけでございます。ですから私は、そこあたりのけじめが非常に大事じゃないか。労働三法の適用されている労働組合、労働者公務員のように、団体交渉すら認められていないその労働者との関係の取り扱いを公務員法の概念でこゝで議論をするというのは、少し無理があるような気がするですね。だから、いま局長が言われたように、独立して業務がやれるように、大きい監督行政とかを委託するものについての連絡調整はあつても、その他の問題については干渉してない、こういうぐあいに理解してよろしいですね。

○政府委員(松永正男君) 基本的にはそのように御理解をお願いしてけっこうでございます。

○柳岡秋夫君 まあ指導員と申しますか、秋田の総合訓練所の職員を見ますと、二十三名でやっております。このうち、青柳さんという方が休職だ。そのほか、もう一人は嘱託の方、もう一人は病気で十分な指導ができない、こういう状態になりますと、いわゆる四月から新しい訓練生が入ってくるわけでございますが、仕事に差しつかえないと判断されているのか、仕事にどういう影響があるのか、したがって、どういう対策を労働省として考えておられるのか、その点を伺います。

○政府委員(松永正男君) ただいま申し上げましたように、各訓練所の人員の異動、配置等につきましては、事業

団がみずからの方針に基づいてやっておりますので、個々具体的には指図はいたしておりませんが、そのような状況は当然事業団として考慮して考え、おることと存じます。この秋田につきましても、こうするといふ報告はまだ受けておりません。

○柳岡秋夫君 事業団内の問題かも知れませんが、しかし、労働省として、先ほど申されましたような中高年齢層、これに対する職業訓練をこれから十分やっていかなければならないと、こういう方針を立てているわけですね。したがって、それに対応するいわゆる総合訓練所の態勢も労働省としては考えていかなければならぬと思う。そういう中で、秋田の総合訓練所がそういう職員不足を来したというところでは、私は十分な仕事の遂行というものはできない。したがって、労働省としても、これは何とか考えなければならぬ問題ではないか、こういうふうにいるのですが、いかがですか。

○政府委員(松永正男君) 総合職業訓練所の中には定員がありまして、いまの件とは別の理由で、たとえば欠員があるというところもございいます。で、そのような各訓練所ごとの事情につきましても、いまおっしゃいましたように、訓練の成果があらわれないというふうなことはないように、また、反面、職員数が減りまして過重負担にならないようにという配慮は当然事業団において行なうべきことでありますし、われわれのほうも、そういう配慮がない場合には、またそれについて意見を述べるといふつもりであります。

○柳岡秋夫君 まだ事業団のほうか

ら、そういう労働省に対する意見とか事業団としての考え方というものはきいておられない、こういうことでございいますか。

○政府委員(松永正男君) 三十九年度が昨日から始まったわけでございまして、三十九年度におきましては、総合訓練所、一般訓練所それぞれ定員の増加をいたしておりますので、事業団におきまして、この増加された定員につきましても補充をいたしていく、これから採用をいたしていく。そこで、事業計画に定員を定めて定員の充足ということをやっていくわけでございまして、新年度の計画として、当然これは考えていることと思うのであります。ただ、具体的に秋田をどうするということにつきましては、まだ報告は受けておりません。

○柳岡秋夫君 どうも先ほど藤田委員のほうからの質問に関連して、あまり労働省として、実際の業務の運営についてこのまかいところまでの監督というものをやっておられない。自主的なやり方雇用促進事業団としての方針のもとに事業を遂行するということが、これが原則でございします。そういう点から申しますと、私のきょうの質問も、どうも核心になかなか触れられないというのには非常に残念に思うのです。この点については、委員長にひとつ要求したいのですが、次の機会には、雇用促進事業団の理事長万仲さんをぜひ参考人として招致いたしていただくようにお願いをしておきたいと思っております。

そこで、先ほどの日直、宿直に関連して、本来ならば守衛がやるべきこととなんですが、この全国の総合訓練所

すべてがそういう守衛というものを置かないというところになっておるわけですか。予算上当然これは盛るべきではないかと思うのですが、そういう点はどうなっておりますか。

○政府委員(松永正男君) ただいま予算上の定員をいたしましては、各訓練所とも、守衛というものを置いておりません。

○藤田藤太郎君 関連。その守衛を置かないのなら、それが総合訓練所の夜間とか休日の管理をするのですか。守衛というものを置かないと、その予算は取っていないとなれば、それが管理するのですか、その建物やそういうものは、それをちょっと聞かしてくださいます。

○政府委員(松永正男君) したがって、宿日直に関する規定によりまして、宿日直の職員がこれを行なうということになるわけでございします。

○藤田藤太郎君 それはちょっとおかしくないかな。総合訓練所といったら、大体県単位に一つ、大きいところでは二つ。少なくとも五百人くらいの職業訓練をやる。訓練をする機械設備その他の相当な器物、財産と申しまじょうか、そういうものがあるはずなんです。それに守衛とか財産管理とかの責任を持たした人を置かないというのには、これはどうですかね。職員の中から日直とか宿直をやるのかというように、これは、国家財政管理の面からいって、これは少しおかしいじやないですかね、どうですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 政府の経営する施設にはそういうのが多うございまして、学校などでも中学校、高等学校からいまでほとんど宿直制度が一般的に行なわれておりまして、特に守衛を置いておるといふようなところは少ないようです。特に中学校、小学校などでは、宿直は一般にどこでもやっております。また、かりに守衛を置かなくても、小さな施設でございしますから、一人や二人置いても、昼間の仕事のほかに宿日直をするということに結局ならざるを得ない。それで、また宿日直の仕事というの、単に建物または設備を監視するというだけでなく、いろいろ公文書の受付とか、そういう仕事もございします。で、職員がやはり交代でやるという制度が多いようでございします。中央官庁の中にもまだ宿日直制度をやっているところがあるいはあるのじやないかと思ひますね。そういういまの日本の実情でございします。それに応じて促進事業団でもやっておるのじやないかと思ひます。

○藤田藤太郎君 学校の日直とか宿直という問題は、やっている業務の連絡事項とかいまの書類受付とか、そういうものであつて、作業員といふものは、小使さんというのか、財産管理を受ける人はきちっとおるのですが、総合訓練所はどうなっておりますか。

○政府委員(松永正男君) 用人の制度がございまして、雑役、掃除というふうな、あるいは自動車運転というふうな職務に従事している方々はおります。ただし、御指摘の宿日直につきましては、職員がこれを行なうというたてまえです。

○藤田藤太郎君 私の言っているのは、小学校や中学校なんかですと、作業員とか——作業員といふ名前が交わっておりますが、小使さんといふ名前は、用務員というのですか、財産管理をする人がちゃんとあって、そうして業務上の連絡とか何とかいふのは宿直という制度があるわけですね。それは守衛とは申しませんが、守衛の役割りをする人がちゃんとおる、そう思うのですが、そういうものはおらないということなんですかということをお聞きしておるのです。

○政府委員(松永正男君) ただいまおっしゃいましたようなことで守衛というものを特に置かずに、昼間におきましてはそれぞれの管理責任者がおりましてこれを管理する、それから、夜間におきましては宿直要員がこの役目をやるというふうなやり方をいたしております。

○藤田藤太郎君 宿直要員というのには、職員が交替で宿日直をやつて、一切の財産管理から一切のものを引き受ける。それと日常業務のことについて、その延長において日直、宿直というのには学校その他にあることですから、その財産管理から一切の守衛の任務までその職員の交代した人がやる、そういうものの予算はとらない、これはちよつとひどいと思う。これは委託された政府の直接事業でありませんけれども、しかし、政府の財産を委託しているといふことです。事業そのものは独立してやっているのだけれども、そういうちよつと任務が重過ぎやせんかな、それは。

○国務大臣(大橋武夫君) 実は、安定所とか、地方の基準局とか、監督署とか、そういうところもほとんどその守衛というものはおられません。宿日直で休みの日、あるいは夜分の警備をやつておるような状況でございします。

○藤田藤太郎君 それは私は、あらためてそれじや大臣に申し上げたいと思

うのです。それは、労働省は少し遠慮し過ぎていけませんか。事故が起きたときに、それじや責任体制はどうなりますかね。私は、守衛という名前、守衛ということばにこだわっているわけではない。しかし、そういうものを管理する作業員でも用務員でも、そういうものがきちっとおとって、業務上の延長があるならば、それだけの宿直、それだけの時間の直直という問題は出てくるでしょう。その人が全部そういう財産管理からみんなやっている、やらされて責任を負わされている。何かそこで事故が起きたら、その人に全部かぶって行くという、そういうかっこは少し労働省は予算を取るのに遠慮し過ぎて、また、下に対してはそれは少しきびし過ぎやしませんか。いま大臣のおっしゃったことが事実とすれば、それは私は少し大蔵省には遠慮し過ぎるし、その下に対しては少しきびし過ぎやしませんかね。そこはちょっと問題です。

○国務大臣(大橋武夫君) 私の申し上げましたことは事実なんでございますが、これは労働省だけでなく、厚生省にしましても、それから大蔵省自身にしましても、地方の税務署などに守衛というものはおそろくないのじやないかと思ひます。ほとんど各地方の小さな役所にはそういうものがないのが普通でございます。

○委員長(鈴木強君) 労働大臣、これは確かに傾向として大臣のおっしゃったような傾向があると思うのです。私ども、戦前の役所機構なんかの場合に、相当小さいところでも監視員とい

うのが配置されていた。ところが、だ

んだん最近そういう監視員制度というものがなくなつちやつて、職員によつて夜、宿直制度をやらしている。ところが、これは一日働いて夜やるわけですから、結局ただ寝るようなかっこうになつちやうのです。そうすると、ただ形式的な宿直制度であつて、実際に財産の保全、管理なんてできないようなかっこうになつて行っている。だから、私は、こういう傾向は、幾ら官庁組織を簡素化するとか、職員が多過ぎるといふ論があるけれども、それは私は間違ひだと思ふ。そういう夜間において責任を持つていく体制というものが確立していくことがよく大事だと思ふんですね。だから、これはただ単に労働省だけのことじやないと思ふんです。ですから、閣議あたりでそういう傾向はおかしいんじゃないかということ、私はやはり労働省あたりから、全般的労働者の保護という立場に立つてそういう意見を出してもしかるべきじやないかという気がするんです。ですから、そういう点は検討するべくは値打ちがあると思ふんですが、ね。そんなら、そういうんだんだん宿直で監視員制度というものを廃止する理由というものをよく聞かしてもらいたいと思ふんです。そうして、その実態がどうなつて行っているのか、そういうことまではつきりせぬと、いまのこの論議は適切な質問者に対する答弁にならぬと思ふんですね。非常に後退しているのです。そういう夜間における国有財産の保護、あるいは盗難予防、あるいは非常事態における連絡、こういう使命を帯びた夜間は一体どうなるかということですね、その点どうで

ございますかね。

○国務大臣(大橋武夫君) まあ中央官庁におきましても、もとは宿直制度、夜間職員を交替して夜間の建物の管理をするというのが一般でございまして、そのうちにだんだん夜間専門の職員を置くようになってきたというような状況であります。地方の小さい機関ではそれだけ余分の定員がございせんので、そのために宿直制度をもつてやつておるといふのが実情でございます。特にそのために監視員を置いておるといふことはないとはいへません。職員の数が多うございまして、特に林間学校へ行くとかういふうなことのために、夜間勤務をむしろ希望するといふ者がございまして、その者の専属で夜間勤務をさせる。で、いままで宿直宿でやつておつた事務をその者に命じておるといふような実情でございます。

○藤田藤太郎君 だから、大臣のおっしゃるの、その施設の管理その他の人がおつて、守衛という名前であらうと用務員という名前であらうと、おつて、そのほかに業務上の連絡事項とか、そういうもののために宿直、宿直制度というものが生まれてきたんだと、私はそう思う。ですから、たとえば総合訓練所あたりは、私も一つ二つ見に行きましたけれども、その相当な機械設備なんかがあつて、もしもそれに触れられたりしたら、もうあくる日間に合わぬわけですね。これは相当の財産ですよ。それは職安の出張所も私はたいがい歩きますけれども、職安の出張所にはあまり器材なり、そ

う財産的なものはありません。しか

し、帳簿その他があるわけですね。だから、これも財産の問題にすればそれはそれで済みますけれども、しかし、総合訓練所なんというものは何億、場合によつては何十億という財産があるんじゃないですか。そういうところを予算を削減して、事故があつたら雇用促進事業団の責任だ、日直、宿直の責任だといふかっこうは少しひどいんじゃないかな。これは研究をしてみたらわなければやういふ問題を起こしますよ。これはいまここで議論している間に少しは気がついて、少しお尋ねしておるのだけれども、これは委員長の言われるとおり、少しこれはやはり検討する必要がある、また、しなければならぬと、こう思ふのです。これは大臣、ひとつそういう面からの御所見があつたら聞いておきたいと思ふのです。

○国務大臣(大橋武夫君) 私は、まあ長らく役所におつたのですが、宿直制度は別にふしぎと思つていずにやつてきました。むろん本省でございまして、守衛といふものはありますけれども、守衛だけに全部なにするというわけにはいきません。守衛は、やはり指揮者の指揮に従つて業務をとるわけでございます。それは会計課長その他、守衛に職務上の上司はあります。が、何ぞ災害が発生した場合、あるいはだれか不法に侵入者があつたという場合の臨機応変は、一々会計課長に指揮を仰ぐといふわけにはいきませんので、職員のうちの宿直といふ者がおりまして、それで、それが守衛を指図して所要の行動に出ると、こういう仕組みでございまして、守衛を置き

まして、やはり宿直というものは性質上必要じやないかと、こう思ひます。

○藤田藤太郎君 いえ、それと少し違ふのです。私の言っているのは、その宿直の問題ですが、いまのそういう立場から議論をしているわけじやないのです。宿直は、業務上の延長としての宿直が必要なら、業務によつて置かれることはあるけれども、しかし、財産の管理その他でその宿直の職員の疲れた人に全部責任を負わしていくといふようなことは、少しどうも私は納得ができません。少しく、だから、守衛といふことでなければ、学校の関係によつてやつておる用務員という管理責任者をきちつと置いた上で、業務上の処理だけの宿直、日直といふものがその業務で必要なら置くといふことにはなりません。その問題は、これは委託業務ですから、委託予算が要るわけで、その予算一切を取つてしまつて、いまいち、職員に疲れた人に宿直をさせて、それに金責任をおつかせていくといふことになるのじやないですか、こう言っているのです。

○国務大臣(大橋武夫君) 責任の問題はまたおのづから別でございまして、宿直が夜間全責任を負うわけではございません。やはりその者が臨機の処置はいたしますが、やはり監督者といふもの、たとえば労働省ならば、建物の警備、設備の維持、管理等につきましては会計課長が責任者でございまして、会計課長の指図を受けてその建物の監視をいたすわけでございます。したがつて、宿直に過失があつて何か不都合の結果を生じたという場合

においては、会計課長の責任であり、官房長の責任である、ひいては大臣の責任である、こういう仕組みになっております。この総訓におきまして、やはり宿直も責任があります、しかし、最高の責任ということになる、所長はもとより、理事長にまで及ぶという性質のものでございます。

○藤田藤太郎君 ちよっとどうも私あまりここで議論をしにくいから言っているわけですね。それじゃ会計課長が責任者だからといって、夜おるわけじゃないわけですね。日々起こっている事故に対しては、細心の注意を払って宿直員が応急の措置を講じなければならぬ。不可抗力的な責任までその人に負わすことは無理でございましょう。しかし、夜の宿直なら、夜熟睡どころか、起きて守っているというのが任務なんです。たまたま事故がない、慣例で仮眠時間をとっておるというのは、本来なら起きておるというのが私は本来の宿直のたてまえだと、こう思うのです。そうでしょう。それがその責任はなんでもいいというなら、おらぬでいいという理屈にこれはなっているわけですね。ですから、そういう単なる起きたときの責任体制の問題を言っているのじゃないに、やはりちゃんと直接その現場において管理、監督、保持をする人の要員を置くぐらいいことは労働省の出先はしないと、それをたまたま宿直に当たった人があくる日も出勤もするわけですから、しかも、何億という財産をかかえているわけですね。その用務員の予算も取らないというのはいささか酷いかなという議論なんです、まあこれ以上私は議論いたしませんけれども、問題は、今度の不当

労働行為、裁判事件になっている問題も、やっぱりそこらの問題が非常に大きな遠因をなしていると私は思うわけでありまして。責任だけは重大な責任を負わされる、そして、そのことがやっぱり今度の問題の遠因になっているんじゃないか。そこでこの問題をいつく聞いたわけですが、研究をしてください。

○国務大臣(大橋武夫君) これはひとり促進事業団ばかりでなく、宿日直の問題は各省各官庁に非常に関係のある問題でございまして。私どももいたしましては、行政管理庁とも十分に相談して研究をいたしてみたいと思っております。

○委員長(鈴木強君) 他に御発言もなければ、本件に関する質疑は、本日のところはこの程度にとどめておきます。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時二分散会

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月三日)
一、麻薬取締法の一部を改正する法律案

麻薬取締法の一部を改正する法律案

(小字は衆議院修正の部分)
麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第五條中「免許の日からその年の十二月三十一日まで」を「麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者の免許に

あつては免許の日からその年の十二月三十一日まで、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許にあつては免許の日からその日の属する年の翌年の十二月三十一日まで」に改める。
第五十四條第一項中「百五十名」を「百六十名」に、「百二十名」を「百三十五名」に改める。

附則

- この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- この法律の施行前になされた麻薬取扱者の免許の有効期間は、この法律による改正後の麻薬取締法第五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。